

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 保安林の指定の解除 (同) 二
- 保安林の指定の解除 (同) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (道路課) 二
- 道路の区域変更(二件) (同) 二
- 道路の供用開始 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 三
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会) 三
- 公立大学法人宮城大学平成二十九年度財務諸表の公告 (雑報) 三
- 宮城県告示第七百六十一号 (宮城県告示第七百六十一号) 三

## 告 示

○宮城県告示第七百六十一号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙塩利府病院	利府町青葉台二二二一〇	平成三十年八月一日	平成三十三年七月三十一日

○宮城県告示第七百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二七〇〇五二八	ここねっとヘルパーステーション 富谷市富ヶ丘二一十一 長澤整形外科二階	居宅介護	特定非営利活動法人自閉症センターここね	平成三十年七月三十一日

○宮城県告示第七百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除予定保安林の所在場所  
名取市閑上字東須賀二の一(次の図に示す部分に限る。)、二の二〇、二の三四
- 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅
- 解除予定保安林の所在場所  
名取市閑上字東須賀二の一(次の図に示す部分に限る。)、二の二〇、二の三四
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町三島九四の二

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四・七〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年八月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
後		前		後		前		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
石巻市雄勝町伊勢畑一丁目五番地先				A		一一・〇			四五九・〇	
B		A		九・〇、二二・九		四五九・〇				
同市雄勝町下雄勝二丁目三十二番地先				B		四七五・〇		四五九・〇		Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B		A		九・〇、二二・九		四五九・〇				

○宮城県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年八月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土

本事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栗駒岩出山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
栗原市栗駒稲屋敷坂下前一四番地先から 同市栗駒稲屋敷沼田五番地先まで		前A	後A	一〇・〇	一四・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B		九・〇	一六・五	二二〇・〇		

○宮城県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年八月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町伊勢畑一丁目五番地先から 同市雄勝町下雄勝二丁目三十二番地先まで	平成三十年 八月三日

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プロジェクト及びタブレット端末ほか一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年七月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立システムズ東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二十五-1

五 落札金額 一億九千五百二十五万四千四百八十八円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年六月五日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第八十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「その他の選挙」を「地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等」に改める。

第九十五条第一項中「及び知事」を「、知事及び県議会議員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、平成三十年八月三日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程第九十五条の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

### 雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成三十年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学平成二十九年度財務諸表を別冊のとおり公告する。  
平成三十年八月三日

公立大学法人宮城大学  
理事長 川 上 伸 昭